

第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった自己情報部分開示決定で不開示とした情報のうち、『H〇〇年〇月〇日 学級経営案（〇〇）』に関しての「〇〇教諭の記述」欄の記載内容（以下「教諭の記述内容」という。）を開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成30年 3 月14日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第 1 項の規定により、実施機関に対し、「〇〇」に係る公務災害認定請求について、次の情報の開示の請求をした。

- (1) 様式 4 記入要領 3 〇/〇学級経営案（〇〇）
- (2) 様式 4 正規の勤務時間以外の時間帯に行った活動の状況
- (3) 様式 4 記入要領 3 〇/〇深夜労働の必要性 〇〇教諭の補助簿
（以下（1）に係る請求を「本件請求 1」、（2）に係る請求を「本件請求 2」、（3）に係る請求を「本件請求 3」といい、本件請求 1 から本件請求 3 までを「本件請求」と総称する。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求 1 に対し、「平成〇〇年〇月〇日 学級経営案（〇〇）」（以下「本件対象情報」という。）を特定の上、所属長が意見を記述した部分（以下「本件不開示情報」という。）は条例第14条第 7 号の不開示情報に該当するとして自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年 3 月22日付けで審査請求人に通知した。

また、本件請求 2 及び本件請求 3 に対し自己情報開示決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年 4 月10日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公務災害は本人申請であり、所属から本人控えとしてもらったものに黒塗りの添付書類が付いていた。
- 〇〇〇教育委員会への提出締切は平成〇〇年〇月〇日であり、事務員→校長→教頭→事務員→〇教委へ提出されたにもかかわらず、管理職二人の黒塗りの添付書類の日付が平成〇〇年〇月〇日になっており、地方公務員法違反に当たる不正行為に当たるのではないか。
- (2) 条例第14条第7号に「本人に知られることを予期していないものであり」という条文自体が存在しない。
- 公務災害は本人申請であり、公務災害の手続にも「被災職員と連携しながら添付書類を補完し」とある。よって、申請時点では、被災職員本人に知られることを予期しないものを作成してはならないと解される。(公務災害基金にも確認したが、通常の公務災害で被災職員本人に知られることを予期しないものが添付されていることはないとのことである。)
- (3) 当該部分は、事務員→校長→教頭→事務員を通して平成〇〇年〇月〇日に〇〇〇教育委員会に提出されたものであり、黒塗りの部分は〇〇〇教育委員会提出後の〇月〇日に作成されたものである。よって、所属長、教頭経過後に〇〇〇教育委員会〇〇指導主事のところで添付されたものであり、明らかな地方公務員法違反である。
- また、広教委健第〇〇号の弁明書にも「所属長経由時に作成されたもの」とあるが、所属長を経由した日は平成〇〇年〇月〇日であり、これは証拠書類に付けた〇〇事務主幹からのメールでも明らかである。よって、広教委健第〇〇号と〇〇号の弁明書を作成、押印、行使した人物は刑法の虚偽公文書作成罪、又はその行使罪で刑事訴追される可能性もあると思料される。
- (4) 健康福利課へ提出したとしてもらった本人控えと、実際に健康福利課へ送付されたものが異なっており、平成〇〇年度の福利調整係担当者のはからいで、元々の書類を受け付けてもらったのが事実である。実際に地方公務員災害補償基金広島県支部（以下「基金広島県支部」という。）に確認をとったところ、二つ存在しているため「調査の対象になった」とのことである。
- (5) 公務災害認定請求については、基金広島県支部において審査中である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の対象となった文書の法的根拠について

- (1) 公務災害認定手続について、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）及び同法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「施行規則」という。）に基づき定められた地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号。以下「規程」という。）において、療養補償を受けようとする者は、公務災害又は通勤災害の認定の請求書を任命権者を経由して支部長に提出しなければならない旨（規程第7条第1項）、また、当該請求書に

は、当該災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定するために必要な事項を記載した書類を添え、災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、第三者の氏名及び住所を記載した書類を添えなければならない旨（規程第7条第3項）規定されている。

- (2) また、公務災害認定を行う際の公務上外の判断に当たって、平成24年3月16日付け地基補第63号地方公務員災害補償基金補償課長発出の通知で「精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領」を定め、平成24年4月1日以後に受理する精神疾患等に係る公務災害認定請求事案については、当該調査要領を参考に、迅速かつ適正な調査を行うよう求めている。

上記規程及び調査要領を踏まえ、実施機関において公務災害認定手続を担当する管理部健康福利課は、手続に遺漏が無いよう、提出すべき書類をまとめた「必要書類一覧」を作成し、公務災害認定請求者に手交している。

- (3) 本件処分の対象となった文書は、上記「必要書類一覧」に沿って提出されたものであり、具体的には、同一覧「添付資料」欄の「(様式4) 正規の勤務時間以外の時間帯に行った活動の状況」の同様式欄外に設けられた記入要領の3に基づいて同様式に添付された文書である。
- (4) 本件不開示情報が記載された文書は、所属長を経由した際に添付され、〇〇〇教育委員会を通じて提出されたものであり、当該文書のように、公務災害認定請求者から提出された文書や所属長を経由した際に添付された参考資料や意見等については、あえてこれらを除いて受理するような取扱いを行っている訳ではなく、これらも含めて地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）に提出するのが通常の事務の流れである。
- (5) したがって、本件不開示情報が記載された文書もあらかじめ定められた公務災害認定請求手続の過程で正当に提出された書類といえるものであって、管理部健康福利課では、これらを適法な提出書類として基金広島県支部に提出し、当該支部においても受理している。

2 本件不開示情報の条例第14条第7号該当性について

- (1) 本件不開示情報が記載された文書の記載内容は、所属長と公務災害認定請求者である審査請求人との間で事実の経過について、認識の齟齬があるとして所属長が自己の認識内容について述べたものである。
- (2) 災害の公務上外の認定に当たっては、正確な事実関係の把握が当然不可欠であるが、そのためには、公務災害認定請求者からの一方的な見解だけではなく、一連の事実経過について認識し得た所属長の見解も踏まえ、より正確な事実関係を把握した上で検討しなければならないことは当然である。

しかし、本件不開示情報を開示すれば、今後、同種の事案について公務災害認定請求があった際、所属長が、関係当事者からの批判や所属での無用の混乱をおそれ、所属長が認識している事実関係等について率直な記述を行うことをちゅうちょし、公務災害認定請求者に不利になる記述を意図的に忌避するなど、公正な公務災害認定を実施していく上で必要となる正確な事実関係

を把握することが困難となる。

- (3) 本件請求の対象となった公務災害の認定請求事案(以下「本件事案」という。)は、基金広島県支部において災害の公務上外の審査中のため、本件不開示情報を開示することにより、今後の公務災害認定請求に係る調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (4) したがって、本件不開示情報は、将来の同種の事案に係る公務災害認定の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報といえ、条例第14条第7号の不開示事由に該当する。

3 「審査請求の理由」欄(第3の2(1))に記載されている事項について

当該主張の主旨は、本件不開示情報が記載された文書は、審査請求人本人の知らないところで、後から勝手に添付されたものであるから不当である、ということであると推測されるが、管理職である所属長がその立場で意見等を記述し、添付したものであり、それらの添付書類もあえて除くことなく適正に受理されていることからすれば、審査請求人の批判は当たらない。

第5 審査会の判断

1 本件請求1について

本件請求1は、審査請求人が公務災害認定請求に係り提出した調査様式の添付資料に記載された保有個人情報の開示を求めるものである。

実施機関は、本件不開示情報について、条例第14条第7号の不開示情報に該当するとして本件処分を行ったため、以下、その妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性等について

(1) 公務災害認定請求に係る事務手続について

公務災害認定請求に係る事務手続について実施機関に確認したところ、おおむね次のとおりであった。

ア 被災職員は、公務災害認定請求書を作成し、所属(本件事案であれば学校)及び任命権者(実施機関を指す。以下同じ。)を経由して基金広島県支部に提出することとなっている。

イ 所属においては、被災職員から提出された請求書の「1 被災職員に関する事項」欄及び「2 災害発生状況」欄に記載された内容について、事実の調査等を行い、所属部局の長の証明を付して、任命権者に送付する。

ウ その際、通常、所属において証明するために必要な資料があれば、調査の上、所属が追加する。

なお、追加資料については、被災職員に確認の上追加される場合もあれば、意見の齟齬がある場合に所属の認識を示すために所属のみで作成する場合もある。

エ 基金は、法第45条第1項に基づく認定業務を行う場合、同条第2項に基づき任命権者の意見を聞かなければならないこととされており、任命権者で

は、提出された公務災害認定請求書及び添付資料を基に、被災状況等を確認し、任命権者としての意見を付して基金広島県支部へ関係書類を提出する。

オ 基金広島県支部は、公務災害認定請求書及び添付資料の一式を受理し、「災害」が公務により生じたものであるかどうか内容を審査し、認定を行っている。

なお、基金は、地方公共団体等に代わって地方公務員の災害に対する補償の迅速かつ公正な実施を確保するために設けられた機関であり、基金広島県支部が必要に応じて事実調査や医学的意見を聴取することもあれば、基金広島県支部の求めに応じて所属、各市町教育委員会及び任命権者が協力し、添付資料の不備の補完や事実関係の調査、関係者からの聴取を行うこともある。

(2) 本件不開示情報の条例第14条第7号該当性について

ア 条例第14条第7号について

条例第14条第7号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて不開示とすることを定めたものであり、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

イ 条例第14条第7号該当性について

(ア) 当審査会において、本件対象情報を見分したところ、本件対象情報は、審査請求人が児童等について記述した文書（以下「審査請求人作成文書」という。）及び所属長である校長が作成した文書（以下「校長作成文書」という。）で構成され、このうち校長作成文書については、審査請求人作成文書における記載内容を引用し、当該記載内容について校長が見解を述べたものであることを確認した。

実施機関は、本件不開示情報を開示した場合、所属長が関係当事者からの批判や所属での無用の混乱をおそれ、認識している事実関係等について率直な記述を行うことをちゅうちょし、公務災害認定請求者に不利になる記述を意図的に忌避するなど、公正な公務災害認定を実施していく上で必要となる正確な事実関係を把握することが困難となる旨説明する。

当審査会では、本件事案に係る審査請求人の別の審査請求事案（諮問30（個）第2号）を審査しており、当該審査請求事案において対象となった保有個人情報である公務災害認定請求書を見分する限り、審査請求人は本件事案に係る校長の対応を問題としていること、校長作成文書は校長と審査請求人との間に事実の経過について認識の齟齬があるとして校長が自

己の認識内容について述べたものであることを踏まえれば、校長作成文書は、本件事案における当事者としての立場から弁明を行うために作成した文書であると認められる。

このような場合においては、管理職としての立場を説明することは当然であると考えられ、実施機関が説明するような、校長作成文書に係る本件不開示情報を開示した場合に、所属長が関係当事者からの批判等をおそれ、事実関係等について率直な記述を行うことをちゅうちょする又は公務災害認定請求者に不利になる記述を意図的に忌避する蓋然性があるとまでは認められない。

(イ)ところで、審査請求人は、被災職員が知らない文書が添付されているなど、事務手続が適正に行われていない旨主張しており、その主張に一定の理解はできる。

しかしながら、基金は、補償の請求を受けたときは、請求原因である災害が公務又は通勤により生じたものか否かを速やかに認定する責務があり、上記(1)のとおり、所属及び公務災害認定請求者において必要書類の整備を行うが、このことをもって所属が、当該請求者の意向と異なる認識を示す文書を整備することを妨げるものではない。

また、当該公務災害の認定審査中に本件不開示情報を開示することにより、記載内容に不満を抱く外部の者からの批判や干渉等の影響を受け、実施機関における調査や資料の整備に係る事務の迅速かつ公正な実施が妨げられるおそれがあることは否定できない。

これらの事情を踏まえると、本件不開示情報を開示することにより、所属長が事実関係等について率直な記述を行うことをちゅうちょし、実施機関が正確な事実関係を把握することが困難となるといったおそれは認められないものの、本件事案が認定審査中であること等を踏まえれば、当該情報を開示することにより、実施機関における公務災害認定請求に係る事務の迅速かつ公正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

ただし、校長作成文書に係る本件不開示情報のうち、教諭の記述内容は、審査請求人本人が知り得る情報と認められるところ、校長が当該記述内容について何らかの見解を述べたことは既に明らかとなっていることから、公務災害認定の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とまでは認められない。

(ウ)したがって、本件不開示情報のうち、教諭の記述内容を除く情報は条例第14条第7号の不開示情報に該当すると認められ、実施機関がこれを不開示としたことは妥当であるが、教諭の記述内容については、条例第14条第7号の不開示情報に該当するとは認められないため、実施機関はこれを開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右する

ものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 8. 1	・ 諮問を受けた。
30. 12. 20 (平成30年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
31. 1. 23 (平成30年度第10回)	・ 実施機関及び審査請求人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
31. 2. 27 (平成30年度第11回)	・ 諮問の審議を行った。
31. 3. 19 (平成30年度第12回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

金 谷 信 子	広島市立大学教授
中 根 弘 幸 (部 会 長)	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授